

公益財団法人リバーフロント研究所への移行について

○はじめに

財団法人リバーフロント整備センターは、3月28日に公益認定され、4月1日をもって公益財団法人に移行いたしました。

移行の手続きについては、多くの法人が本年4月1日の設立を目指して申請をしたこと、そのほとんどが4月1日の設立登記を希望したため、法務局は当日が日曜日ではあったものの移行の登記申請を受け付けるため特別に開庁し業務を行う措置がとられました。

法人名称については、リバーフロント整備センターからリバーフロント研究所に改めました。当財団法人の研究目的が、設立当初の「空間整備」から、それに併せて「生態の保全・回復」が追加されたように、ハードからソフトへと変遷してきており、さらに今後は、流域全体の水循環系を総合的に研究する機関であることを端的に表現したものとしました。

○組織については、以下のとおりです。(図-1)

○リバーフロント研究所(旧リバーフロント整備センター)の活動と成果

リバーフロント研究所の前身である(財)リバーフロント整備センターは、昭和62年に設立されました。設立当初は、当時の課題であった、ふるさとの川づくりなどの人と水辺、まちと水辺のより良い関係を目指した調査・研究を重点的に進めました。

また、平成2年に「多自然型川づくりの推進について」この通達が出されるのと平行して、「まちと水辺に豊かな自然を～多自然型建設工法の理念と実際～」の刊行や、河川水辺の国勢調査マニュアル(案)初版の研究とりまとめなど、水辺と自然環境、生態系に着目した調査、研究に取り組みました。この成果は豊かな水辺の自然を保全、再生しつつ水災害から地域を守る河川整備を進める上での技術的基盤となり、平成9年の河川法改正で、河川管理の目的に「環境」が位置づけられることに繋がりました。

また、魚がのぼりやすい川づくり、河川景観ガイドライン『河川景観の形成と保全の考え方』の解説と実践、河川における外来種対策に向けて(案)など、その次期の課題となっていた問題に対する技術的な対応の道筋を調査、研究して取りまとめて発刊しました。これらは、その後平成14年から17年にかけて相次いで制定された自然再生推進法、景観法、外来生物法などの自然環境保全関係の法案制定の技術的裏づけとなったものと考えています。

このように、私どもの調査研究は、その時代時代のニーズを先取りした、チャレンジングな課題に取り組んでいるものであり、成果は法律、制度の技術的基盤として広く活用されることを目指して取り組んでおります。(図-2)

○21世紀に向けてのミッション

今日の経済社会は、気候変動による地球規模での環境変化、生物多様性など地球自然環境の喪失、資

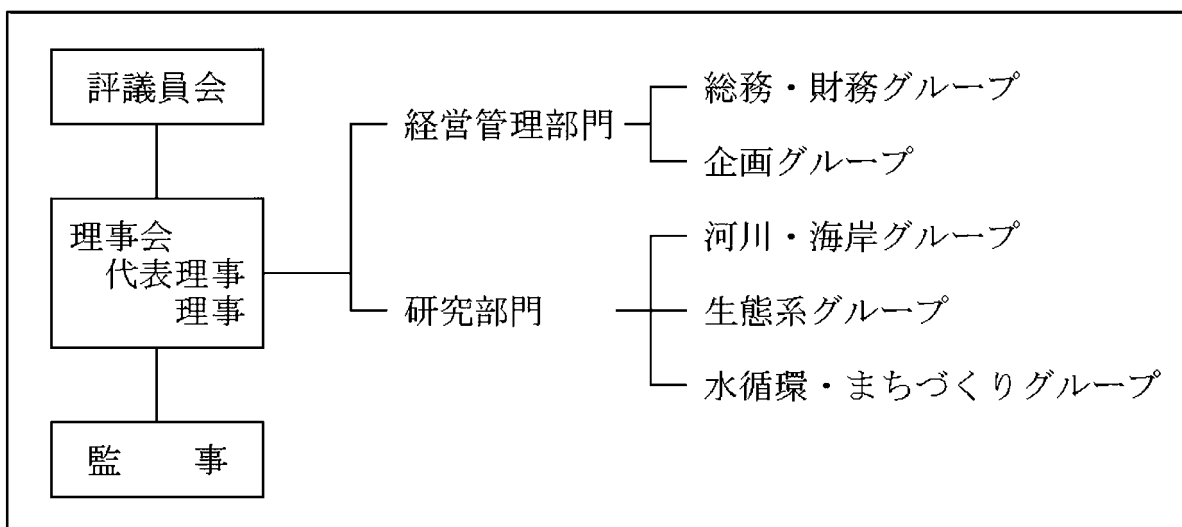


図-1 リバーフロント研究所組織図

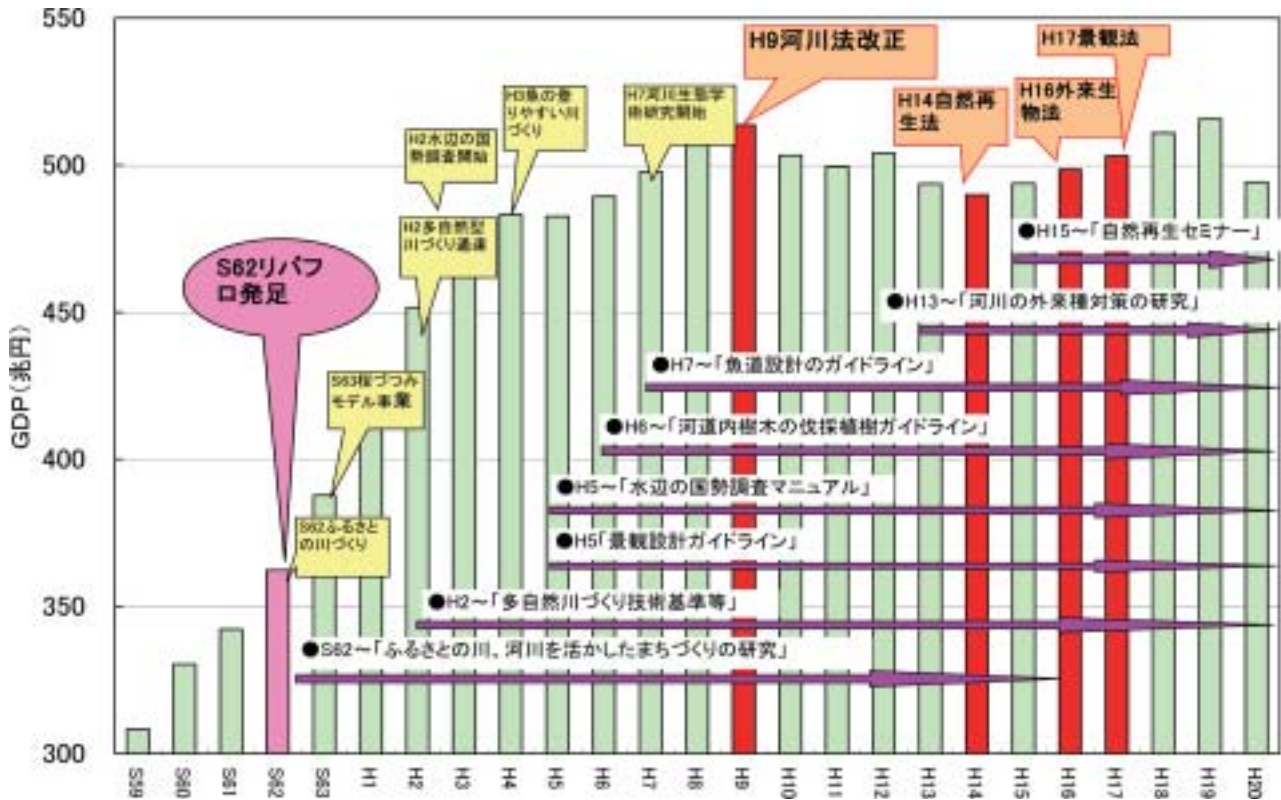


図-2 リバーフロント研究所（旧リバーフロント整備センター）
これまでの研究成果の総括、法制度改正への貢献

源、エネルギー、食料の逼迫など、世界全体がグローバルに関係し、人類が認識を共有し協働して取り組むべき世界的規模の課題に直面しています。これらの諸課題は、水害激化、早魃、水環境悪化、水辺生態系の喪失など、水の姿となって現れます。

これらの諸課題を克服し、低炭素であり、かつ、自律して活力ある持続可能な社会を再構築するとともに、世界の取り組みを先導し貢献していくことが、わが国の喫緊の課題となっていると考えています。

このため、水に係わる分野では、流域を基本として社会システム全体の最適な組み合わせを追求し、自然環境がもたらす恵みを引き出し、生態系サービスを持続的に享受し得る、流域ごとの個性、多様性を尊重した経済社会を再構築していく必要があります。

常に将来の社会のニーズを先取りし、気候変動、資源の逼迫、自然環境の悪化など世界的にも地域的にも問題となっている水や水辺に関する諸課題について、多様な分野の学識者と連携して未解明、学際的、先端的な技術、施策、制度の調査研究、技術開発に取り組み、その成果は今後の社会を支える法制、制度等の制定、改定の技術的基盤となることを目指

して活動してまいります。

具体的には、水や水辺に関し

- ①環境・生態系に基本的課題に関する研究を進めるとともに、
 - ②低炭素社会の形成に向けた、表流水・地下水一体の水循環形成に関する研究
 - ③安心して暮らせる、しなやかで強靱な流域・まちづくりに関する研究
 - ④生態系サービス享受する、豊かな生態系ネットワーク流域に関する研究を重点的に進めます。
 - ⑤さらに、意識共有、合意形成を支える「見える化」に取り組み、
- 研究成果の施策・制度への活用・貢献を目指してまいります。

私どもの活動は、広範な皆様方のご支援に支えられてきました。本年4月に公益法人認定を受け、私どもの調査研究はすべて公益目的に適うものとの認定をいただきました。改めて身の引き締め、活動に取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。